

- ・ 下水道事業計画区域外から公共下水道へ流す場合の手続
- ・ 公共下水道管理者以外の者が行う工事に関する手続

● 下水道事業計画区域外からの流入に関する申請を行う場合

① 区域外流入の許可申請

申請書類 下水道事業計画区域外使用許可申請書

- 添付書類**
- (1) 案内図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 排水施設計画平面図
 - (4) 委任状（代理人に委任する場合）

※審査完了後、『下水道事業計画区域外使用許可書』を交付します。

● 公共下水道管理者以外の者が行う工事に関する申請を行う場合

① 下水道設置工事の承認申請

申請書類 公共下水道設置承認申請書

- 添付書類**
- (1) 案内図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 公共施設管理者に関する図面
 - (4) 土地利用計画図
 - (5) 排水施設計画平面図
 - (6) 排水施設計画縦断図
 - (7) 構造図
 - (8) 境界確定図
 - (9) 委任状（代理人に委任する場合）
 - (10) 私有地（私道等）内に設置する場合
 - ア 土地占用・使用承諾書
 - イ 重ね図
 - ウ 土地登記簿謄本の写し
 - (11) 都道占用手続依頼（公共下水道を都道に設置する場合）

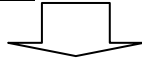
※添付書類（1）～（8）については2部提出となります。

審査完了後、『公共下水道設置承認書』を交付します。

●公共下水道管理者以外の者が行う工事に関する流れ

①工事の着手（提出時期：着手の3日前まで）

申請書類 公共下水道設置工事着手届

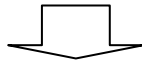


②中間検査の依頼（提出時期：検査希望日の7日前まで）

申請書類 公共下水道設置工事（中間・完了）検査申請書

添付書類（1）案内図

（2）排水施設計画平面図



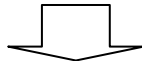
③工事完了検査の依頼（提出時期：検査希望日の7日前まで）

申請書類 公共下水道設置工事（中間・完了）検査申請書

添付書類（1）案内図

（2）竣工図

（3）下水道用地の地積測量図（下水道用地の寄附がある場合）



④工事完了検査に完了した時

提出書類 竣工図 2部

※竣工図の提出を受け、『公共下水道設置検査済証』を交付します。

設置された下水道施設は、検査済証の交付日の翌日から市の帰属となります。

⑤下水道用地の寄附申請がある場合（提出時期：検査希望日の前日まで）

申請書類 下水道用地寄附申請書

添付書類（1）案内図

（2）公図の写し

（3）登記承諾書兼登記原因証明情報

（4）印鑑登録証明書

（5）資格証明書（事業主が法人の場合に限る。）

（6）土地の登記事項証明書

（7）下水道用地の地積測量図

※所有権移転登記完了後、『登記完了通知書』を交付します。

●上記申請手続のほかに、『区域外流入許可の変更』、『下水道設置承認の変更』、『許可・承認申請の取下げ』、『工事の取止め』、『事業主又は代理人の変更』といった手続があります。

これらの手続を行う事由が発生した場合は、職員にお問い合わせください。

※申請書類、添付書類のうち下線が引いてある書類は、様式が決まっています。